○国土交通省告示第二百九十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年二月十八日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　国際自動車株式会社
二　主たる事務所の所在地
　東京都港区赤坂二丁目十二番八号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第二百九十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年二月十八日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　国際自動車株式会社
二　主たる事務所の所在地
　東京都港区赤坂二丁目十二番八号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○海上保安庁告示第二十一号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	位置	灯質	光達距離	点灯年月日	記事
市江埼西方ＧＰＳ波浪観測仮設灯浮標	北緯三三―三四―五一 東経一三五―〇五―五九	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光	実効光度一七〇カンデラ 六・〇海里	平成二十六年十一月十六日	一　附属施設　レーダー反射器 二　日立造船株式会社機械・インフラ本部社会インフラ事業部防災ビジネスユニット管理
久慈港石油備蓄Ａシーバース灯	岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・八キロメートル） 北緯四〇―一二―〇五 東経一四一―五〇―〇六	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形	五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル	平成二十六年十一月十八日	
久慈港石油備蓄Ｂシーバース灯	岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・九キロメートル） 北緯四〇―一二―〇四 東経一四一―五〇―〇一			平成二十六年十一月十七日	
久慈港石油備蓄Ｃシーバース灯	岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・九キロメートル） 北緯四〇―一二―〇四 東経一四一―四九―五四			平成二十六年十一月十九日	
久慈港石油備蓄Ｄシーバース灯	岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・六キロメートル） 北緯四〇―一二―一四 東経一四一―四九―五二			平成二十六年十一月十九日	
久慈港石油備蓄Ｅシーバース灯	岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・六キロメートル） 北緯四〇―一二―一四 東経一四一―五〇―〇一			平成二十六年十一月十八日	
久慈港石油備蓄Ｆシーバース灯	岩手県久慈港（久慈牛島灯台の南方約一・六キロメートル） 北緯四〇―一二―一三 東経一四一―五〇―〇七			平成二十六年十一月十七日	

○海上保安庁告示第二十二号

航路標識の位置及びその他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	位置	変更した事項	変更年月日	記事
笛舞港西防波堤灯台	北海道幌泉郡えりも町（笛舞港西防波堤外端） 北緯四二―〇二―四一 東経一四三―〇五―五九	位置 正規位置の一四五度約六メートル	平成二十六年十一月十二日	一時変更
浜波太港防波堤灯台	千葉県鴨川市（浜波太港防波堤外端） 北緯三五―〇四―三六 東経一四〇―〇六―〇八	光達距離 閃光実効光度七八カンデラ　不動光二・〇海里	平成二十六年十一月十二日	
田平港西防波堤灯台	長崎県田平港（西防波堤外端） 北緯三三―二一―四八 東経一二九―三四―二七	光達距離 閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ	平成二十六年十一月十二日	
波妻ノ鼻灯台	愛媛県松山市（波妻ノ鼻） 北緯三三―五九―五八 東経一三二―四六―〇一	光達距離 閃光実効光度七八カンデラ　不動光五・〇海里	平成二十六年十一月十二日	
丹後竹野港防波堤灯台	京都府京丹後市（竹野港防波堤外端） 北緯三五―四四―四五 東経一三五―〇六―四六	光達距離 閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ	平成二十六年十一月十二日	